

青森県迷惑行為等防止条例の運用について（令和2年4月15日、少安第19号）

（概要）

この通達は、青森県迷惑行為等防止条例第6条（卑わいな行為の禁止）及び第7条（反復したつきまとい行為の禁止）に該当する行為の全てについて、その処理の担当を保安課から少年女性安全課に変更することについて定めています。

担当：少年女性安全課
企画係・人身安全対策第一係